

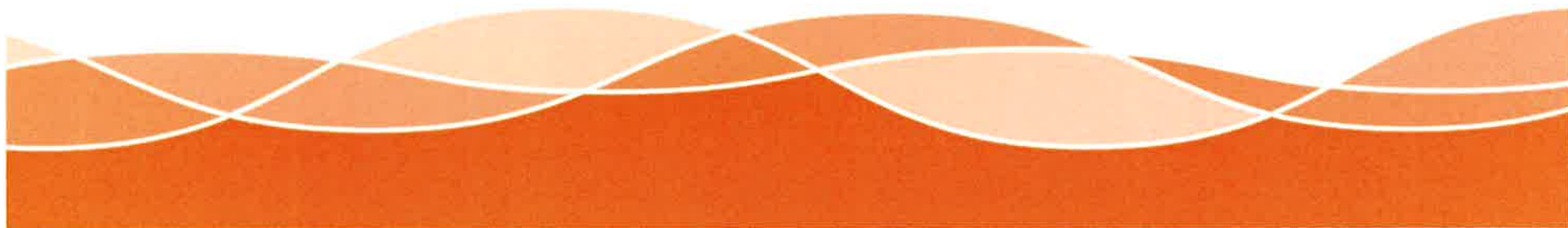
添付資料



美浜発電所3号機の工事計画認可申請および 運転期間延長認可申請の補正書等の再提出について

平成28年8月26日

関西電力株式会社



工事計画認可申請の補正書の概要

<美浜3号機の工事計画認可申請の経緯>

- 平成27年11月26日 工事計画認可申請
- 平成28年 2月29日 // の補正書を提出
- 平成28年 5月31日 // の補正書を再提出
- 平成28年 8月26日 工事計画認可申請の補正書を再提出

<美浜発電所3号機の工事計画認可申請の概要>

	構成	主な内容	対象数	申請する主な設備
申請 (H27.11.26)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計方針 ・要目表 ・添付資料 ・添付図面 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備に対する基本設計方針の策定 ・各機器の名称、種類、容量、寸法等を記載した要目表の策定 ・最大加速度993ガルの基準地震動に基づく耐震安全性評価に用いる解析曲線などの資料の策定 ・各機器の詳細図面の策定 	約400設備 (耐震安全性評価が必要となる設備数は、約300設備)	<ul style="list-style-type: none"> ○原子炉冷却系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・恒設代替低圧注水ポンプ ・可搬式代替低圧注水ポンプ ・原子炉下部キャビティ注水ポンプ ○計測制御系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉下部キャビティ水位計 ○原子炉格納施設 <ul style="list-style-type: none"> ・静的触媒式水素再結合装置 ○非常用電源設備 <ul style="list-style-type: none"> ・空冷式非常用発電装置 ・電源車 ○緊急時対策所
1回目の補正申請 (H28.2.29)	<ul style="list-style-type: none"> ・添付資料 (一部の機器の強度評価、および主要機器の耐震安全性評価の結果を追加) ・基本設計方針 ・要目表 ・添付図面 	<ul style="list-style-type: none"> 【強度評価を行った主要機器】 原子炉容器、冷却材ポンプ、大容量ポンプ等 【耐震安全性評価を行った主要機器】 原子炉格納容器、蒸気発生器伝熱管、炉内構造物等 〈計約70設備を実施〉 ・基本設計方針、要目表、添付資料、添付図面の記載の充実、適正化。 		
2回目の補正申請 (H28.5.31)	<ul style="list-style-type: none"> ・添付資料 (一部の機器の強度評価、および主要機器の耐震安全性評価の結果を追加) ・基本設計方針 ・要目表 ・添付図面 	<ul style="list-style-type: none"> 【強度評価を追加した主要機器】 ・恒設代替低圧注水ポンプ、原子炉下部キャビティ注水ポンプ、主蒸気・主給水配管等 【耐震安全性評価を追加した主要機器】 ・制御棒クラスタ、補機設備(アキュムレータ、空冷式非常用発電装置等)、火災防護設備、可搬型重大事故等対処設備等の追加。 〈計約230設備を実施〉 ・その他、基本設計方針、要目表、添付資料、添付図面の記載の充実、適正化。 		
今回の補正申請 (H28.8.26)	<ul style="list-style-type: none"> ・添付資料 (一部の機器の強度評価、および主要機器の耐震安全性評価の結果を追加) ・基本設計方針 ・要目表 ・添付図面 	<ul style="list-style-type: none"> 【耐震安全性評価を追加した主要機器】 ・最大加速度993ガルの基準地震動を反映した使用済燃料ピットラック、使用済燃料ピット等の耐震安全性評価結果の追加。 【その他】 ・基本設計方針等の記載内容の適性化を実施。 		

運転期間延長認可申請の補正書の概要

2

<美浜発電所3号機の運転期間延長認可申請等の経緯>

- 平成27年 5月16日 特別点検を開始
- 平成27年11月26日 運転期間延長認可申請および原子炉施設保安規定変更認可申請※1を実施
- 平成28年 3月10日 運転期間延長認可申請の補正書および原子炉施設保安規定変更認可申請の補正書を提出
- 平成28年 5月31日 運転期間延長認可申請の補正書および原子炉施設保安規定変更認可申請の補正書を再提出
- 平成28年 8月26日 運転期間延長認可申請の補正書および原子炉施設保安規定変更認可申請の補正書を再提出

※1:核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(原子炉等規制法)第43条の3の24に基づく手続きで、原子炉施設の運用に関する事項を規定した保安規定について、認可の申請をするもの。今回補正した保安規定は、40年以降の運転を前提とした評価に基づき申請したものであり、新規基準への適合性審査に係る原子炉施設保安規定変更認可申請は別途実施。

【運転期間延長認可申請の補正書の主な概要】

- 「劣化状況評価書」では、今回の工事計画認可申請の補正を踏まえた使用済燃料ピット(使用済燃料ピットラック含む)等の設備について、60年までの運転期間を想定しても劣化状況評価に問題がないことを確認した旨等を追記。
- 運転期間延長認可申請の「本文」ならびに添付書類である「特別点検結果報告書」、「劣化状況評価書」および「保守管理に関する方針書」について、これまでの審査を踏まえた記載内容の適正化を実施。

	補正した設備	対象数	主な内容
申請 (H27.11.26)	【運転期間を60年とする運転期間延長認可申請を実施】	約30設備	・特別点検の結果を含めた高経年化技術評価を行い、長期保守管理方針を策定し、60年までの運転期間を想定しても問題がないことを確認。
1回目 補正申請 (H28.3.10)	原子炉容器、蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、 1次冷却材管、加圧器 等 (約10設備)		・耐震安全性評価等を追加
2回目 補正申請 (H28.5.31)	余熱除去クーラ、1次系冷却水クーラ、 炉内構造物、制御棒クラスタ 等 (約20設備)		・耐震安全性評価等を追加
今回の 補正申請 (H28.8.26)	使用済燃料ピット(使用済燃料ピットラック含む)等		・工事計画認可申請の補正を踏まえ、取替え予定である使用済燃料ピットラック等について劣化状況の評価を実施 ・劣化状況評価書等の記載内容を適正化